



ハローワーク福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西管内の事業所様向け

福岡ブロックハローワーク 共催 採用担当者セミナー



会場は満席となりました！
オンライン参加は
申込期限延長決定！2/7まで

1.

求職者の目を惹く求人票とは！

● 「分かりやすい+安心+働きやすい」の表示を

2.

シニア・ミドル世代・子育て中の方を
積極的に雇用しませんか？

● ハローワークの取組や好事例など

3.

外国の方の雇用を検討しませんか？

● 外国人労働者の現状・雇用の留意点

4.

求人者マイページをご活用ください！

● よくあるお問い合わせについて

5.

採用担当者必見！4月から労働条件明示の
ルールが変わります

● 法律の施行まであと1ヶ月半！今ご準備を

日時

令和6年 **2月15日** **木** 10:00～11:50

<申込フォーム>



オンライン参加（ZOOM）受付中
申込期限：2月7日（水）まで！

※会場受付分は、終了いたしました



ご不明点は、ハロー
ワーク福岡中央まで
ご連絡ください



福岡労働局・ハローワーク

*セミナーの内容は、ハローワーク福岡中央・福岡東・福岡南・福岡西管内の事業
所様向けとなっておりますが、他管内の事業所様もオンライン参加いただけます。



セミナーの内容をご紹介します！

第一部

10:10～10:30

「求職者の目を惹く求人票とは！」

- 求人票の分かりやすい記載方法や求職者が着目しているポイントなど、求人票の作成方法について詳しくご説明します。

第二部

10:30～10:50

「シニア・ミドル世代・子育て中の方を積極的に雇用しませんか？」

- ハローワークの求人者支援担当者から、シニア世代・氷河期世代・子育て中の方の採用について、事例を交えてお伝えします。

第三部

10:50～11:00

「外国の方の雇用を検討しませんか？」

- 外国人労働者の現状・雇用にあたっての留意点について、外国人労働者専門官よりご説明します。今後もますます重要となるテーマです！

第四部

11:10～11:20

「求人者マイページをご活用ください！」

- 求人者マイページの利用にあたって、ハローワークによくお問い合わせいただく質問事項を中心にご説明します。

第五部

11:20～11:40

「採用担当者必見！4月から労働条件明示のルールが変わります」

- 労働基準法施行規則の改正に伴い、令和6年4月より労働条件の明示事項等が変更となります。これに伴う具体的な対応方法について、ご説明します。

● お申し込み方法 ● 下記のいずれかでお申し込みください。

1. 以下のコードからお申込み



<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou40/aaaaaa>

フォームにしたがって情報をご入力ください。

2. 管轄のハローワークへお電話でお申込み

「採用担当者セミナー申込み」と

お伝えの上、以下の内容をお伝えください。

- ①事業所番号
- ②事業所名
- ③電話番号
- ④会場参加／オンライン参加の希望
- ⑤メールアドレス（オンライン参加の方のみ）

・オンラインでご参加される場合、ご登録いただいたメールアドレスに、追ってZOOMのURL及び当日の資料のご案内をお送りいたします。

● お問い合わせ先 ●

福岡ブロック 各ハローワーク求人部門

ハローワーク福岡中央 求人部門：092-687-4462

ハローワーク福岡東 求人部門：092-672-8628

ハローワーク福岡南 求人部門：092-687-4515

ハローワーク福岡西 求人部門：092-688-9206



福岡労働局・ハローワーク

他管内の事業所様は、
ハローワーク福岡中央
までご連絡ください

